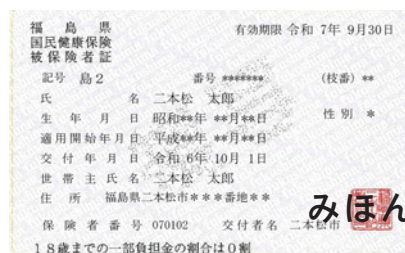


10月1日は 国保被保険者証の更新日です



みほん

国民健康保険被保険者証は、1人1枚のカード型となっています。宛名が印字された被保険者証が台紙に貼り付けてありますので、台紙から剥がしてお使いください。

簡易書留郵便で郵送します。届いたら、氏名や住所などを確認してください。

まだ、受領されていない世帯主の方は？

受領されていない世帯主の方は、郵便局または国保年金課国保年金係(市役所1階)までお問い合わせください。

記載されている内容に変更がある方は？

被保険者証は、9月1日現

【被保険者証の有効期限】

生年月日	有効期限	備 考
昭和24年 10月2日～ 12月1日	75歳の誕生日の前日まで	75歳の誕生日前に後期高齢者医療制度の被保険者証を郵送します。
昭和24年 12月2日～ 昭和25年 9月30日		マイナ保険証に切り替わります。お持ちでない場合は、資格確認書を交付します。

在で作成しています。健康保険の切り替えなど記載事項に変更が生じた場合には、下記届け出先へ14日以内に必ず届け出をしてください。

届け出が遅れると、国民健康保険税等の過払いまたは遡って賦課される場合があります。

被保険者証の有効期限は？

被保険者証の有効期限は、通常は翌年の9月30日ですが、年齢(生年月日)によって異なる場合があります。詳しくは左表のとおりです。

学 被保険者の方の 有効期限は？

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(学被保険者証)も、10月1日に被保険者証を更新する必要があります。該当する方には通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きをしてください。

各手続きに必要なものは？

- ① 会社を退職したとき
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
資格喪失証明書または退職証明書(退職日が分かる書類、扶養から外れた旨の証明書)
- ② 会社に就職したとき
国民健康保険被保険者証
社会保険等の被保険者証(社会保険に加入した方全員分)
- ③ 学被保険者証を更新するとき
学被保険者証
在学証明書または学生証の写し
- ④ 学被保険者証を廃止するとき
学被保険者証
新しく加入した社会保険等の被保険者証

交通事故にあった場合は？

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、必ず下記の問い合わせ先に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国民健康保険税は納期内に納めましょう

病院等に通っていないという理由で、国民健康保険税を納めない人がいると、納めている人との公平性を損なうだけでなく、国民健康保険の健全運営に支障を来します。

国民健康保険税は納期内に納め、皆さんの国民健康保険がきちんと運営できるようご協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに資格証明書等を発行することになります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録はお済みですか？

本年12月2日に現行の健康保険証が廃止されるに伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証に切り替わります。

今回発行した被保険者証は有効期限まで使用することができますが、12月2日以降は新規に発行することはできません。また、記載事項に変更が生じた場合、被保険者証は失効となります。

マイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証としての利用登録を済ませましょう。

◎問い合わせ・届け出先：

国保年金課国保年金係
☎(55)5106
Fax(22)1547



新型コロナウイルス感染症 定期予防接種について



接種期間 10月1日(火)～令和7年1月末日
 ※医療機関により異なります。
 ※接種の時期は、かかりつけ医に相談の上、上記期間内に接種してください。

接種方法 医療機関での個別接種
 ※事前の予約が必要です。
 ※予診票の個人送付はありません。
 医療機関に準備しています。

接種回数 1シーズンに1回

接種対象者 本市に住民票のある下表に該当する方

接種対象区分	助成額	自己負担	必要書類
① 65歳以上	1回目 <u>13,200円</u> 予診のみ <u>810円</u>	2,100円	・「健康保険被保険者証」「マイナンバーカード」等、年齢や住所が確認できる書類
② 60～64歳の方で予防接種法による該当者(※) ※特定疾患で身体障害者手帳1級相当の方	1回目 <u>13,200円</u> 予診のみ <u>810円</u>	2,100円	・「健康保険被保険者証」「マイナンバーカード」等、年齢や住所が確認できる書類 ・60～64歳の特定疾患(心臓、腎臓または呼吸器等)で身体障害者手帳1級相当の方は、「身体障害者手帳」 ※昨年度までと要件が異なります。
③ 上記①②の区分の方で生活保護世帯の方	全額	なし	・生活保護受給証明書

①～③以外の方への定期接種はありません。

※二本松市、本宮市以外の医療機関で接種する場合は、事前手続きがありますので下記までお問い合わせください。

※二本松市以外に住所のある方は、住所地の市町村にお問い合わせください。

接種期間 10月1日(火)～令和7年1月末日

※医療機関により異なります。
 ※接種の時期は、かかりつけ医に相談の上、右記期間内に接種してください。

接種回数
 ・13歳未満 2回接種
 ・13歳以上 1回接種
 (医師の判断により2回接種する場合もあります。)

接種方法
 医療機関での個別接種
 ※事前の予約が必要です。

助成対象者
 本市に住民票のある下表に該当する方

その他
 高齢者インフルエンザの該当の方は、1シーズンで1回の接種となります。

インフルエンザ予防接種費用を助成します

health
保健



助成対象区分	助成額	自己負担	必要書類
① ・65歳以上 ・60～64歳で予防接種法による該当者(※) ※特定疾患で身体障害者手帳1級相当の方	1回目 <u>3,600円</u> 予診のみ <u>810円</u>	1,500円	・「健康保険被保険者証」「マイナンバーカード」等、年齢や住所が確認できる書類 ・60～64歳の特定疾患(心臓、腎臓または呼吸器等)で身体障害者手帳1級相当の方は、「身体障害者手帳」
② ・初回接種時に、6カ月～13歳未満の方 ・妊婦 ・13歳以上の中学生	1回目、2回目ともに <u>1,500円</u> (2回接種で計 <u>3,000円</u>) 1回目のみ <u>1,500円</u>	各医療機関によって異なります。	・妊婦の方 「母子健康手帳」 ・妊婦以外の方 「母子健康手帳」「マイナンバーカード」「健康保険証」または「住民票」などの年齢や住所が確認できる書類
③ 上記①②の区分の方で生活保護世帯の方	全額	なし	・生活保護受給証明書 ※福祉課(市役所1階)で、本人の確認できる書類(免許証、健康保険証など)を持参の上、証明書の交付を受けてください。

①～③以外の方への助成はありません。

※①の方で福島県外等の医療機関で接種する場合は、事前手続きがありますので下記までお問い合わせください。

※②の方で二本松市、本宮市以外の医療機関で接種する場合は、事前手続きがありますので下記までお問い合わせください。

※二本松市以外に住所のある方は、住所地の市町村にお問い合わせください。

◎問い合わせ…健康増進課予防管理係 ☎(23)6591 Fax(23)1714